平成29年12月定例会　議案等に対する賛否について

※表中の見方:「○」＝賛成 「×」＝反対 「―」＝当該案件採決時に議場不在
※議長は表決に加わらないため、「／」としています。

【市長提出議案①】

議案番号	件　　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上（議長） 和久	村家 博	有澤 守	高見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
議案第118号	平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第119号	平成29年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第120号	平成29年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第121号	平成29年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第122号	平成29年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第123号	平成29年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第124号	平成29年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第125号	平成29年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第126号	平成29年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第1号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第127号	平成29年度富山市水道事業会計補正予算（第3号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第128号	平成29年度富山市病院事業会計補正予算（第1号）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第129号	富山市企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第130号	富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○
	（反対討論要旨／社会民主党議員会・村石議員） 議案説明資料では、「会館の利用は減少傾向にある」と書かれているが、会館の部屋延べ利用件数は、平成26年が207件、平成27年が221件、平成28年が232件であり、増加していることは明らかである。 富山市斎場の会館利用料は、2階全室利用で5,940円、3階全室利用で5,400円であることから、低所得者層などにとっては、経済的負担を軽くしてくれる会館で、なくてはならない会館である。 会館の機能を廃止する最大の理由としては、「施設に必要な耐震性を備えていないことから、利用者の安全確保ができていない」としている。しかし、会計検査院は平成25年10月、報告書の中でIs値が0.3未満の建築物については、早期の耐震対策を求めている。したがって、Is値0.32の会館については、会館の機能を新斎場が完成する平成33年3月末まで、維持することが必要と考える。																																								
	（賛成討論要旨／自由民主党・松井邦人議員） 本市が管理する斎場は、富山霊園富山市斎場、富山市北部斎場、富山市大沢野斎場、富山市婦負斎場の４箇所があり、葬儀を行う式場や法要等を行う会館を設けている斎場は、富山霊園富山市斎場のみで昭和42年に建設され、建設から50年経ち老朽化も進んでいる。 さらに耐震診断で重要とされる構造耐震指標（Is値）を調査すると、火葬場や胞衣及び産汚物焼却場は0.78ですが、式場が0.29、会館が0.32という結果がでている。 　公共施設としては、Is値0.72を超えることが望ましく、Is値0.36未満では、地震が起きた際に倒壊または崩壊する危険性が高い建物と言える。 　もし施設を利用している際に地震などが起きたことを考えると、むしろ対策を取るのが遅かったぐらいであり、利用者の生命・身体の安全確保の観点からも富山市斎場条例の一部を改正する必要がある。																																								
	（反対討論要旨／日本共産党・赤星議員） 現在の式場は5,400円、会館は1,620円から3,240円で利用でき、会館利用者はこの３年増えている。一人暮らしの方、お金のない方が増えている。お通夜とお葬式が安価でできる施設が必要。「必要な耐震性能を備えていないことから利用者の安全確保ができていない」との廃止の理由は、火葬棟はIs値0.78、式場棟0.29、会館棟0.32で、いちばん低い式場棟は待合室として改修工事中で、耐震補強せずに引き続き使うので整合性がとれない。今まで耐震化せずにきたことこそ問題では。 老朽化もこまめにメンテナンスしていれば安全・快適に維持できたはず。新斎場改築まで必要な修繕を行い使えるように延期すべき。お金のあるないに関わらず誰もが人間らしく生きて人間らしく死ぬ権利がある。 それを保障するのが自治体の責務であり、公的な式場・会館機能を維持すべきである。																																								

【市長提出議案②】

議案番号	件　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上 和久（議長）	村家 博	有澤 守	高見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
議案第131号	富山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第132号	富山市八尾ゆめの森交流施設条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第133号	富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第134号	富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第135号	富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第136号	工事請負変更契約締結の件（八田橋（上流側）架替工事）	12/19	同　意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第137号	損害賠償の額を定める件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第138号	財産の減額貸付の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第139号	線路及び工事方法書記載事項変更認可申請に係る道路管理者の意見に関する件	12/19	異議なしとの意見	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第140号	財産取得の件（防災行政無線設備）	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第141号	訴えの提起の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第41号	専決処分について承認を求める件（平成29年度富山市一般会計補正予算（第4号））	12/19	承　認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第115号	平成28年度富山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第116号	平成28年度富山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第117号	平成28年度富山市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第1号	平成28年度富山市一般会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	（反対討論要旨／日本共産党・小西議員） 勤労者の実質賃金は物価上昇で低迷、年金は下がり、市民生活は厳しい状況が続いている。こんな時こそ、市民生活を支援する施策を推進することが重要である。 しかし、引き続き「コンパクトシティ」政策で、税金の使われ方が中心市街地への偏重が際立っている。人口比で全国一の市街地再開発事業が行われ、市民一人当たりの市債残高は58万円、中核市平均38万6千円の1.5倍である。大手分譲マンション企業に5千万円、シネコン運営会社に1億円、学校法人に1億円等の補助金、フラワーハンギングバスケットに6千7百万円、一方で、まちなかサロン「樹の子」、旧町部の文化会館を廃止、小中学校の増改築やエアコン設置、公共交通の充実等、市民の切実な願いに冷たい税金の使い方である。 市民生活応援の市政へ転換を強調し反対討論とするものである。																																								
	（賛成討論要旨／自由民主党・成田議員） 市街地再開発事業費補助金事業は、まちなかに新たな賑わいを創出し、中心市街地の賑わい再生を図ることと、まちなかの生活環境の整備を推進することが狙いであり、本市が目指す都市像や選ばれる都市の実現に向けての重要施策に合致している。 また、中心市街地の歩行者数が増加し、人口の純増減の側面からも効果があがっている。 次に実質公債費比率に関しては12.9%で、将来負担比率も123.2%と国が定める早期健全化基準より低く、本市の財政は概ね健全な状態である。 次に、調理業務民間委託に関しても学校関係者からの意見や残食率の側面からも問題はなく安心で安全な給食を提供できている。 よって平成28年度富山市一般会計歳入歳出決算に関しては認定すべきである。																																								
認定第2号	平成28年度富山市公債管理特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第3号	平成28年度富山市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第4号	平成28年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第5号	平成28年度富山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第6号	平成28年度富山市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【市長提出議案③】

議案番号	件　　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上（議長） 和久	村家 博	有澤 守	高見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江 かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星 ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
認定第7号	平成28年度富山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第8号	平成28年度富山市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第9号	平成28年度富山市白樺ハイツ事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第10号	平成28年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第11号	平成28年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第12号	平成28年度富山市競輪事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第13号	平成28年度富山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第14号	平成28年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第15号	平成28年度富山市軌道整備事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第16号	平成28年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計歳入歳出決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第17号	平成28年度富山市水道事業会計決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第18号	平成28年度富山市工業用水道事業会計決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第19号	平成28年度富山市公共下水道事業会計決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第20号	平成28年度富山市病院事業会計決算	12/19	認　定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【議員提出議案】

議案番号	件　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上 和久（議長）	村家 博	有澤 守	高見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
議員提出議案第20号	安全・安心の医療・介護の実現と勤務環境の改善を求める意見書	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第21号	障害者（児）の生きる基盤「暮らしの場」の整備を求める意見書	12/19	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第22号	慎重な憲法論議を求める意見書	12/19	否　決	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	（反対討論要旨／自由民主党・高道議員） そもそも憲法改正は、国民の幅広い理解を得つつ、衆議院・参議院の憲法審査会で慎重に議論を深め、憲法改正原案を国会で提案・発議された後、最終決定として国民投票にて委ねられている。 これまで自由民主党は、憲法改正について議論を重ねてきている。日本が主権国家であり続けるため、日本という国の繁栄と平和を守り続けるためにこれまでに憲法改正に向けて多くの提言を発表し、平成25年度には憲法改正推進本部を設け、全国各地で勉強会や意見交換会を重ねている。 自由民主党は、これまでどおり慎重な憲法論議を積み重ねており、本意見書の内容には、反対とするものである。																																								
	（賛成討論要旨／日本共産党・小西議員） 時事通信が先日発表した世論調査は、安倍内閣による来年の改憲発議に「賛成」は29．9%「改憲を急ぐのに反対」は51．3%「改憲に反対」が17．1%で改憲に反対意見の合計が賛成を大きく上回っている。 安倍首相は、憲法9条の①項「戦争はしない」②項「戦力の不保持、交戦権は認めない」に、新たに③項に自衛隊を明記し、憲法を変えようとしている。災害救助などで頑張っている自衛隊が海外で武力行使できることになる。 日本共産党は現憲法を守り、憲法を徹底して生かす政治を進める。いま、政治が優先すべきは、平和・安全・環境・景気・生活であり改憲ではない。 この多くの国民が求めている「改憲反対」「改憲を急ぐ事に反対」に応える「慎重な憲法論議をもとめる意見書」の提出をお願いして賛成討論とするものである。																																								
議員提出議案第23号	労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書	12/19	否　決	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

【請願①】

案件番号	件　　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上 和久（議長）	村家 博	有澤 守	髙見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
平成29年分請願第14号	森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の提出を求める請願	12/19	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年分請願第16号	政務活動費の議員個人への完全後払いに向けた請願	12/19	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
平成29年分請願第17号	事後審査による政務活動費の支払いも認めることを求める請願	12/19	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
平成29年分請願第18号	政務活動費の審査に関わる第三者機関の早期廃止に関する請願	12/19	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
討論概要（請願第16号～第18号）	**（請願第16,17,18号賛成討論要旨／フォーラム38・大島議員）** 請願第16号、議員への政務活動費の支払いは、会派への支払いを廃止し、市から本人への完全後払いを原則とすることについての賛成討論である。 会派に入ったお金を分配するという考え方ではなく、議員一人一人に支給される限度額15万円に対して、経費を積み上げ精算するという発想が必要だと思う。決して渡し切りではない。会派には、人件費や事務所費などの共通の経費はあるが、議員個人やグループ毎の支払いもある。 ここは、原点に立ち返り、議員一人一人の支払いとすべきと考えるものである。 次に、請願第17号、事後審査による政務活動費の支払いも認めることを求める請願についての賛成討論である。 請願者は、本年3月の請願から一貫して、政務活動費は正しく，且つ積極的に使って欲しいと言い続けている。 事前審査なしに、政務活動費を使用するということは、事後審査で弾かれるリスクを、議員自らが負うことに他ならない。 また、公認会計士と締結した富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約第15条に機密の保持規定はあるが、政務活動を行う上で、過去に情報漏洩があった以上、法律の専門家は事前審査の内容は他に知られてはならないと懸念している。 通常の政務活動では、事前に知られてまずいものはまずないのだが、何を調査しているか知られたくない重大な政務活動がこれからも絶対ないとは言い切れない。 この点においても、事前審査なしの支払いを認めるべきである。 請願第18号、政務活動費の審査に関わる第三者機関の早期廃止に関する請願についての賛成討論である。 公認会計士との業務委託契約は、本年6月30日に締結され、議員一人当り月1万円、合計1月38万円を支払っている。 事前審査、事後審査を受けて支払われた政務活動費が、すべて政務活動費として認められるかどうかは、別の問題である。 議会事務局や監査委員が認めた支払いについて返還請求の訴訟を提起され現在も係争中である。 政務活動費が適法かどうかは、最後は裁判所の判断を待たなければならない。 その重い責任を議員自らが負うこと無しに、公認会計士の責任に任せてしまうようでは、酷ではないだろうか。 また、議員個人も議会事務局にもノウハウが蓄積されること無しに、いつまでも公認会計士に頼ることは許されない。 改むるに憚る事なかれと申し上げ、フォーラム38の賛成討論とする。																																								
	（請願第16,17,18号賛成討論要旨／日本維新の会・木下議員） 不正の大きな原因の一つと言われた先払い制度が、政務活動費制度の改善の議論を経た今でも残っていることに、問題の核心がそのままであると、詳しく知る市民は不安を覚えるのだと思う。 完全後払い制として、その際に事後審査を行うことでも十分に現在の事前・事後の二段階審査方式と同レベルの不正防止機能は保てるはずだと考える。 立替え払い後に、短期間で請求→審査→支払ができるような制度設計を行うなどの工夫により、立替え払いの期間を短くすることが議員の負担軽減に必要であると考える。 会派への支給ではなく議員個人への支給とすることで、政務活動費の使用責任がより明確になり、今以上に透明性向上に向かっていくことだろう。 政務活動費が充当できる何らかの出費が発生した際に、事前審査を受ける手間を考えて、ポケットマネーで支払うことがあり得ることや、政務活動を行う中で誰にも知られることなく行われなければ、効果的な調査ができないケースが全くないとは思えない。 現在、公認会計士二名の方が毎週、事前・事後審査を行っておられる。この手順から、事前審査を減らし、事後審査一回へと移行することで、第三者機関の業務量を削減して、委託費用として支払う政務活動費を圧縮することにつなげるという努力は大切と考える。 本請願は現在の運用指針には記載されていない新たな観点を指摘しており、謙虚に耳を傾けて、改善へと検討を開始することが大切であると思う。 私たち日本維新の会は、本来は市政の調査研究が主な用途である政務活動費という公金を第三者機関の委託費用に充てるべきではないと考えてきた。 「政務活動費の本来の主たる用途は、市政の調査研究です。公認会計士への費用に政務活動費を充てることは、議員の調査研究費用を圧迫することになり、それは議員自身だけでなく、よりよい市政を望む市民にとっても望ましいことではないと考えます。」と請願に書かれた内容に強く賛成するものである。 政務活動費を圧迫することにもつながる第三者機関制度を長く使うことはやめて、できるだけ早期に、議会事務局に政務活動費の使用にあたっての相談をし、事後審査を受ける体制を目指すべきであると考える。																																								

【請願②】

案件番号	件　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上 和久（議長）	村家 博	有澤 守	高見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
討論概要（請願第16号～第18号）	**（請願第16,17,18号賛成討論要旨／日本共産党・赤星議員）** 請願は、請願者が主権者だ。「議会が議論して決めたことをやっているのだから市民は口出しするな」というのでは、議員報酬月額10万円引き上げを多くの市民の反対を無視して強行した以前の富山市議会と同じだ。「第三者機関」は公募市民も含めた市民目線でのチェックを、運用指針などの改革の到達点を説明し広く市民の意見を聴くべきと主張してきたが行われていない。請願者の意見陳述も否決された。市民の声を聞かないことに必死になっているように映る。 請願第16号について、昨年から発覚した一連の政務活動費不正取得は、会派に議員の人数分先払いされた政務活動費を返すのはもったいないという意識が働いて、領収書などが偽造しておこなわれてきた。議員個人への完全後払いにすれば、使わない議員の分を会派や他の議員が使い切ろうとすることも防げる。請願者は新たな運用指針をはじめとする改革への取り組みに理解を示しながらも「果たしてこれで政務活動費問題が根本的に解決され、富山市議会への市民の信頼が取り戻せることになるのかどうかについては、疑問なしとは言えない」と述べている。こうした市民の批判と提案を真摯に受け止めるべき。 請願第17号について、新しい運用指針で政務活動費を充てることができる経費であっても、学習会や研修会などの会場で書籍を購入するとか、現地調査で駐車場代を支払ったとか、事前審査・事後審査の膨大な手続き作業が負担なので自腹となっているものが少なからずある。「セキュリティの問題」では事前に誰にも知られない方が動きやすい活動が今後も一切ないとは言いきれない。議員に政務活動費を活用した活発な活動で市民に役立ってほしいという願いが伝わってくる。富山市議会が政活費を正しく使えなかったために第三者機関の審査に年間500～600万円の政活費を支払うことは市民には「無駄遣い」と映るのも当然ではないか。 請願第18号について、不正を許さない厳しい審査をと、公認会計士による第三者機関が設置されたが、いつまでも必要ではないことは設置前から合意済み。「政務活動費のあり方検討会」座長からも早期になくしたいと発言もあった。請願は「政務活動費の本来の主たる用途は市政の調査研究。公認会計士への費用に政務活動費を充てることは議員の調査研究費用を圧迫することになり、それは議員自身だけでなくよりよい市政を望む市民にとっても望ましくない」と述べているがまったくその通り。市民に開かれた議会改革を進めてきたが、議事の公開は市政への市民参加に欠かせないからで、議会としてのPDCAサイクルによる検証の一環だ。																																								
	（請願第16,17,18号反対討論要旨／公明党・佐藤議員） 政務活動費は、「富山市議会政務活動費の交付に関する条例」において、「地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付する」と定められている。 しかし昨年、本市議会において政務活動費の不正取得事案が、相次いで発覚したことは、大変に遺憾なことであった。 この事実を真摯に受け止め、わが会派のみならず全会派が一丸となって、「二度と不正を起こさせない」「起こすことができない」仕組みを確立すべく「政務活動費のあり方検討会」を発足し、審議に審議を重ね、新・運用指針の策定に至り、収支報告書や領収書等の証拠書類をホームページに掲載して透明性の向上に努めるなど、既にその運用を開始しているところである。 「政務活動費のあり方検討会」の審議における大きなポイントは、現行法の下でいかにして最大限の不正抑止力を発揮できるかであった。 そうした中で「議員個人への支払いは、会派及び第三者機関による事後のみならず、事前の審査をも行った上で支給できる」とした大変厳しい「実質後払い制」を導入した。 特に、第三者によるチェック機関の設置については、市民やマスコミ等の意見も反映し、各会派によって提案がなされた。「本来なら第三者機関のチェックなど不要である」との声も充分理解できるが、不正抑止のため敢えて、速やかに設置することが決まった。 その設置のあり方については、議論を重ねた結果、全ての会派で共同設置することで合意した。 大切なことは、政務活動費の執行の責務は、会派および議員に有り、議会事務局には無いことである。さらに、信頼性を高めるためにも、会派毎に設置するのではなく、全ての会派が共同設置すれば、中立性も堅持され、お互いの判断基準を牽制または共有することにより運用指針のブラシュアップにもつながる。 今後、PDCAサイクルを繰り返すことは当然のことであるがゆえ、まず一年目である今年度は、きっちりとこの運用指針を実行し収支報告書も完結したのちに「政務活動費のあり方検討会」において検証し、各派からの修正案や更には第三者機関からの提案や意見も伺い、議員間討議を重ねて、より良き具体的な改正について検討をするべきだと考える。 これらのことから、市民から頂いた貴重な請願であるが、その内容が政務活動費の運用指針の根幹に関わるものであることから、年度途中での改正を求めるこれらの請願については、反対せざるを得ないものである。																																								
	（請願第16号賛成討論要旨／社会民主党議員会・村石議員） 富山市議会では、議員の政務活動費の不正取得が相次いで発覚し、議員13人が辞職した。政務活動費の不正取得は、議員個人だけではなく、複数の議員の間でも行われていた。 不正取得問題の根源は、「政務活動費の会派への先払い制度」であると言われている。会派会長が、議員に政務活動費を使い切るよう指示していたことが、明らかになっている。 政務活動費の使用については、事前審査と事後審査の2度第三者機関による審査が必要である。こうした運用では、必要な時に必要な額の政務活動費が使いにくくなっている。 議員個人への政務活動費の完全後払いとすれば、政務活動費本来の趣旨（調査研究したいときに使用可能）に沿うものとなる。 政務活動費を会派から議員個人への支払にすれば、政務活動費の使用に、議員個々人が今以上に責任を持つことになる。																																								

【請願③】

案件番号	件　　名	議決日	議決結果	自由民主党（22人）																					公明党（4人）				社会民主党議員会（3人）			日本共産党（2人）		会派 誠政（2人）		光（2人）		日本維新の会（2人）		フォーラム38（1人）
				久保 大憲	松井 邦人	金谷 幸則	泉 英之	石森 正二	竹田 勝	舎川 智也	押田 大祐	江西 照康	高田 真里	高道 秋彦	成田 光雄	横野 昭	金厚 有豊	鋪田 博紀	高田 重信	村上 和久（議長）	村家 博	有澤 守	高見 隆夫	柞山 数男	五本 幸正	松尾 茂	松井 桂将	佐藤 則寿	堀江かず代	岡部 享	東 篤	村石 篤	小西 直樹	赤星ゆかり	尾上 一彦	橋本 雅雄	上野 蛍	島 隆之	木下 章広	金井 毅俊	大島 満
討論概要（請願第16号～第18号）	**（請願第16号反対討論要旨／自由民主党・久保議員）** 請願は、要望の実現や、願意を満たす1つの手段であることを、議員は、理解しておかなければならない。 自由民主党は、請願者の願意を満たすために、請願という手段が適していると判断した場合は、紹介議員となり、請願人の名誉のためにも、慎重な精査を行う。 市民の権利というだけの理由で、内容を十分に精査せずに紹介議員となることは、請願者に対し、信義誠実の原則に反するといわざるを得ない。 本請願は、専任の議論の場がありながら、本会議や委員会で議論に踏み込むことは、貴重な時間を割いた二重の議論となるもので、認められない。 「市民が請願を行うこと」は市民の権利として当然尊重されるべきものであるが、「議会が請願を採択すること」は、現在の取り組み状況等を勘案して、総合的に判断すべきものであり、本請願には賛同できない。																																								
	（請願第17,18号賛成討論要旨／光・上野議員） 今請願は議会の決定を無為にするものではなく、市民が自ら関わることで更なる改善・発展のために出されたものだ。住民自治の観点からも議会や市政に興味をもち、請願を通して住民の意思を反映することは大変重要なことだ。また、請願内容において、議員が提言をしすぎることや、文言を事細かに指摘しすぎることは請願人の主旨から外れかねないことも申し添える。 請願17号について、議会は本来議員個々に付託をされた集合体で、議員平等の原則がある。発言や調査研究などの議員活動においても会派単位だけではなく議員個々で動くことが前提であり、市民からは議員個々に付託をされ、平等に発言や活動を行うことを願みれば、議員個々の判断範囲を広げる事は、議員だけではなく会派の活動、議会の質の向上にも繋がる。 請願18号について、7月から第三者機関のチェックを行われ、事務局側も事例を積み重ねてきている。また、本年6月のあり方検討会においても、第三者機関を引き続き契約するのか話し合う必要性の発言があったが、いまだその目途が立っていない。請願の主旨は今年度中の廃止ではなく、「これまで運用した上で、再度」第三者機関の見直しを行うことを求めており、代表者が揃った場で決められた事を撤回させるものではない。第三者機関継続の検討への意見は当初からあったことを願みる必要がある。 以上、更なる改善・発展のために出されたものであることを再度申し添え、賛成討論とする。																																								
	（請願第17号反対討論要旨／自由民主党・舎川議員） 本請願は、政務活動費の運用指針と議員活動の現状について、請願者の方が正確な理解をされていないことから提出されたものと見受けられる。こうした請願には、請願者に対し、議会で決定したことを誠実に説明することが我々議員に求められているものである。 本請願については、市議会として真剣かつ丁寧な議論を尽くしている最中に、別の議論の場を新たに設け、また、別の議論を一から始めることと同等であり、これまで市議会として取り組んできた議論を無視し、プロセスやルールを、根本から否定するものである。 よって、本請願に反対することを表明させて頂くことに加えて、今後、紹介議員となる方々が、議会で決定したことを誠実に請願者に対し説明されることを節にお願いし反対討論とする。																																								
	（請願第18号反対討論要旨／自由民主党・江西議員） 昨年政務活動費の問題が発生したことを受け、政務活動費のあり方検討会が自由民主党、公明党、自民党新風会、光、民政クラブ、社民党、共産党参加のもと28年度に延べ9回開催されている。 そこでは、議論の末、政務活動費をチェックする第三者機関のあり方について、政務活動費で支出すること、設置主体は会派側に置くことが異議なく決定されている。 本請願は、第三者機関の早期廃止に関するものであるが、設置前から、既に議論された内容を根拠とするものであり、目新しいことはなく、この僅かな期間で廃止を議論することに市民の理解は到底得られないものである。 議会改革をあきらめ、市民の皆様に卑怯な姿を見せることは避けるべきであり、厳しくとも、暫くは第三者委員会の審査を継続し、クリーンな富山市議会を目指すべきである。 よって本請願に反対する。																																								

※表中の討論要旨については、各議員が発言内容を1案件あたり350字以内にまとめたものを掲載しています。（討論の掲載順は実際の発言順としています。）
※各発言の全文については、「富山市議会インターネット中継」の12月19日開催の本会議分、または、「平成29年12月富山市議会定例会会議録」（平成30年2月下旬発行予定）